



## 《会計・税務の知識》 確定申告 ～雑損控除～

### 1. はじめに

所得税の確定申告においては、「医療費控除」や「住宅ローン控除」という所得控除が知られていますが、災害や盗難等にあった場合には、「雑損控除」という規定があります。

### 2. 概要

災害、盗難又は横領によって資産に損害を受けた場合、災害に関連するやむを得ない支出をした場合に所得金額から一定額を控除することができます。

雑損控除の適用となる損失の発生原因は下記のとおりです。詐欺や恐喝、紛失等による損失は対象外となっています。

災害	震災、風水害、冷害、干害、雪害、落雷、噴火、火災、鉱害、火薬類の爆発、害虫、害獣、その他の災害
盗難	自己の意思に反して財物を窃取又は強取されたことによる損失
横領	第三者によって財物を不正に領特されたことによる損失

### 3. 対象資産

原則として、納税者本人および生計を一にする配偶者その他の親族（その年分の総所得金額等が38万円以下である者）の保有する資産に限られています。次に掲げる資産等については、対象外です。

- ① 事業で使用する固定資産や繰延資産
- ② 棚卸資産
- ③ 生活用財産のうち、貴金属・書画・骨董等で1個又は1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 趣味・娯楽・保養又は鑑賞目的の不動産
- ⑤ 競走馬等射こう的行為の手段となる動産

親族の判定は、資産の損失については、その損失が生じた日、災害関連支出についてはその支出が生じた日又は損失が生じた日の現況で判定します。

### 4. 損失の金額

**損失額＝損害金額＋災害関連支出－保険金の補てん額**

住宅や家財などについて受けた損失額は、損失を受けた直前の時価をもとに計算します。

災害に関連したやむを得ない支出（災害関連支出）も損失額となります。災害関連支出については、確定申告書の提出期限である翌年3月15日までに支出されたものは、その災害等のあった年の損失の金額

に含めることができます。

なお、災害関連支出には、次のものがあります。

- ① 災害により損壊した住宅、家財などの取壊費用、除去費用
- ② 災害により住宅、家財などが損壊した場合で、災害のやんだ日の翌日から1年以内に支払った土砂等の障害物の除去費用、住宅家財などの原状回復費用（損失額を除く）、損壊防止費用。
- ③ 災害の拡大又は発生を防止するための緊急措置を講ずるために支出した金額。
- ④ 盗難又は横領による損失が生じた住宅、家財などの原状回復費用（損失額を除く）など。

災害等により損壊した資産について支出した金額でその金額が「原状回復のための支出」と、「資本的支出（価値の増加や使用期間を延長させる部分）」とに区分することが困難な場合には、その金額の30%に相当する額を原状回復のための額とすることができます。

### 5. 所得控除額

所得金額から控除される金額は、次の①又は②の金額のうちいずれか大きい金額となります。

- ① 損失の金額－総所得金額等×1/10
- ② 災害関連支出の額－5万円

なお、損失の金額が過大で所得金額から控除しきれない場合には、3年間を限度として、翌年以後に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。

### 6. 手続き

雑損控除の適用を受けるには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載し、被災したことを証明する書類、災害関連支出の金額の領収書等を添付又は提示する必要があります。

なお、e-Taxを利用する場合には、災害関連支出の領収書の提出又は添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができます。

この場合、税務署長から提出又は提示を求められる可能性がありますので、確定申告期限から3年間（平成23年度税制改正後は5年間）は書類の保管が必要となります。

（担当：小濱）